第二十五条第三項第二号ルを次のように改める。

ル　本号ニ又は第二十七条第六項第一号に該当するいずれかの技術（プログラムを除く。）を用いたガスタービンエンジンの部分品における冷却孔であって、次のいずれかに該当ものの穴あけ加工に必要な技術

（一）　最小断面積が〇・四五平方ミリメートル未満であって、アスペクト比が四・五二を超えるもののうち、穴あけ角度が二五度以下のもの

（二）　最小断面積が〇・一二平方ミリメートル未満であって、アスペクト比が五・六五を超えるもののうち、穴あけ角度が二五度を超えるもの

第二十七条第一項第三号中「第十四条第五号」の下に「、第五号の二」を加え、同条第六項中「、ガスタービンエンジンの部分品であって」及び「の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）」を削り、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　ガスタービンエンジンの部分品であって、次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

イ　一方向性凝固又は単結晶の合金で鋳造されたガスタービンのブレード、ベーン又はチップシュラウドであって、一、〇〇〇度の温度において単結晶に垂直な方向に二〇〇メガパスカルの応力が発生する荷重を加えたときの応力破断時間が四〇〇時間以上のもの

ロ　有機複合材を用いた部分品であって、三一五度を超える温度で使用することができるように設計したもの

二　前号に該当する技術の設計に必要なプログラム

（貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部改正）

第二条　貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　令別表中欄に掲げる技術を外国において防衛大臣に提供することを目的とする取引であって、居住者が行うもの

第九条第二項第十四号ロを次のように改める。

ロ　削除

第九条第二項第十四号ハを次のように改める。

ハ　輸出令別表第一の中欄に掲げる貨物（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）と同時に提供される当該貨物を使用するために特別に設計されたプログラムであって、いかなる形でもソースコードが提供されないものを提供する取引

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十四年八月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。